

労働者派遣法に基づくマージン率の公開について

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。(令和1年6月)

【1】労働者派遣の実績及びマージン率等

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間平均)	マージン率 (①-②)÷①
201人	162社	12,455円	8,125円	34.7%

※マージン率とは

派遣先よりアイビーエージェント株式会社より支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険、厚生年金保険料、介護保険料 雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金 (派遣先への請求はできません)	
会社運営経費	健康診断費用	一般検診、及び生活習慣病検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費、登録会場費
	就業管理費	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付、教育訓練、派遣先紹介、事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費、法定手続き費、事務所費、通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた金額	

【2】教育訓練に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・人材派遣のシステム(基礎)
- ・各種PC研修

総合就職共育支援センター

アイビーエージェント株式会社